

## 奈良県立御所実業高等学校 台風等非常事態における規定

### 1 警報発表

奈良県全域、奈良県北部全域、奈良県北西部のいずれかの区域、五條・北部吉野のいずれかの区域に暴風、大雨、洪水、暴風雪、大雪等の各種警報が発表された場合は、学校全体として次の措置をとる。ただし、他の区域に居住する生徒は、居住区域に各種警報が発表された場合も同様の措置をとることとする。

#### (1) 登校前

午前7時現在、警報が発表されている場合は、自宅で待機する。

#### (2) 登校途中

登校途中で警報が発表された場合は、生徒が安全上の条件をもとに自主判断し、帰宅または登校する。帰宅者は、自宅で待機する。

#### (3) 在校中

生徒が在校中に警報が発表された場合は、学校長の判断、指示により措置をとる。

### 2 警報解除

各種警報が解除された場合は、次の措置をとる。

#### (1) 全日授業

ア 午前9時までに警報が解除された場合は、午後0時を始業時刻とし、4限目以降の授業を実施する。

イ 午前9時現在、引き続き警報が発表されている場合は、臨時休業とする。

#### (2) 午前授業

ア 午前8時までに警報が解除された場合は、午前10時を始業時刻とし、2限目以降の授業を実施する。

イ 午前8時現在、引き続き警報が発表されている場合は、臨時休業とする。

#### (3) 到達度確認期間中

ア 午前9時までに警報が解除された場合は、午後0時を始業時刻とし、当日予定されていた考査を実施する。

イ 午前9時現在、引き続き警報が発表されている場合は、臨時休業とする。

### 3 その他

#### (1) 到達度確認期間中、午前7時現在、各種警報が発表されていない状況下において、鉄道の運転見

合わせ等がある場合は、学校長の判断、指示により措置をとる。日程に変更が生じる場合は、学校より連絡をおこなう。

#### (2) 鉄道の計画運休等が発表されている場合は、学校長の判断、指示により措置をとる。日程に変更が生じる場合は、学校より連絡をおこなう。

### 参考

放送等で用いられる名称			含まれる市町村 〔気象等の警報・注意報の区域〕 (二次細分区域)
府 県 予報区	一次 細分区域	市町村等を まとめた区域	
奈良県	北部	北西部	奈良市・大和高田市・大和郡山市・天理市・橿原市 桜井市・御所市・生駒市・香芝市・葛城市・平群町 三郷町・斑鳩町・安堵町・川西町・三宅町・田原本町 高取町・明日香村・上牧町・王寺町・広陵町・河合町
		北東部	宇陀市・山添村
		五條・北部吉野	五條市北部・吉野町・大淀町・下市町
	南部	南西部	五條市南部・野迫川村・十津川村

		南東部	曾爾村・御杖村・黒滝村・天川村・下北山村 上北山村・川上村・東吉野村
--	--	-----	---------------------------------------